

素 案

太子町 都市計画マスタープラン

令和 7 年 9 月(改定予定)

令和 7 年 8 月時点
太子町



CONTENTS

計画の基本事項	… 1
1.大子町の概況	… 5
2.都市計画の状況	… 29
3.上位・関連計画	… 45
4.まちづくりの課題	… 61
5.まちづくりの将来像	… 73
6.分野別方針	… 81
7.実現方策	… 111
8.参考資料	… 119

計画の基本事項

（１）都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、平成 4 年の都市計画法の改正によって新たに設けられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2）であり、全ての都市計画区域においては、都市計画マスタープランを策定することが義務付けられています。

この計画では、総合計画や都市計画区域マスタープランに即して、長期的視点から本町のおおむね 20 年後の将来像や都市計画の方針を定めます。

本町の長期的な計画としては、総合計画がありますが、総合計画は町の行政運営全般の分野を対象とするのに対し、都市計画マスタープランは将来像、土地利用、道路、公園、下水道などの都市計画や都市整備を中心として、まちづくりに関わる分野を対象とします。

（２）計画改定の背景と必要性

「大子町都市計画マスタープラン」（平成 15 年 9 月）の策定から 20 年以上が経過し、その間には、急激に進む人口減少や少子高齢化、東日本大震災による被災（平成 23 年）や令和元年東日本台風による大規模水害の被害、さらには本計画に関連する上位関連計画の策定・見直しなど、本町のまちづくりに関わる状況が変化しています。

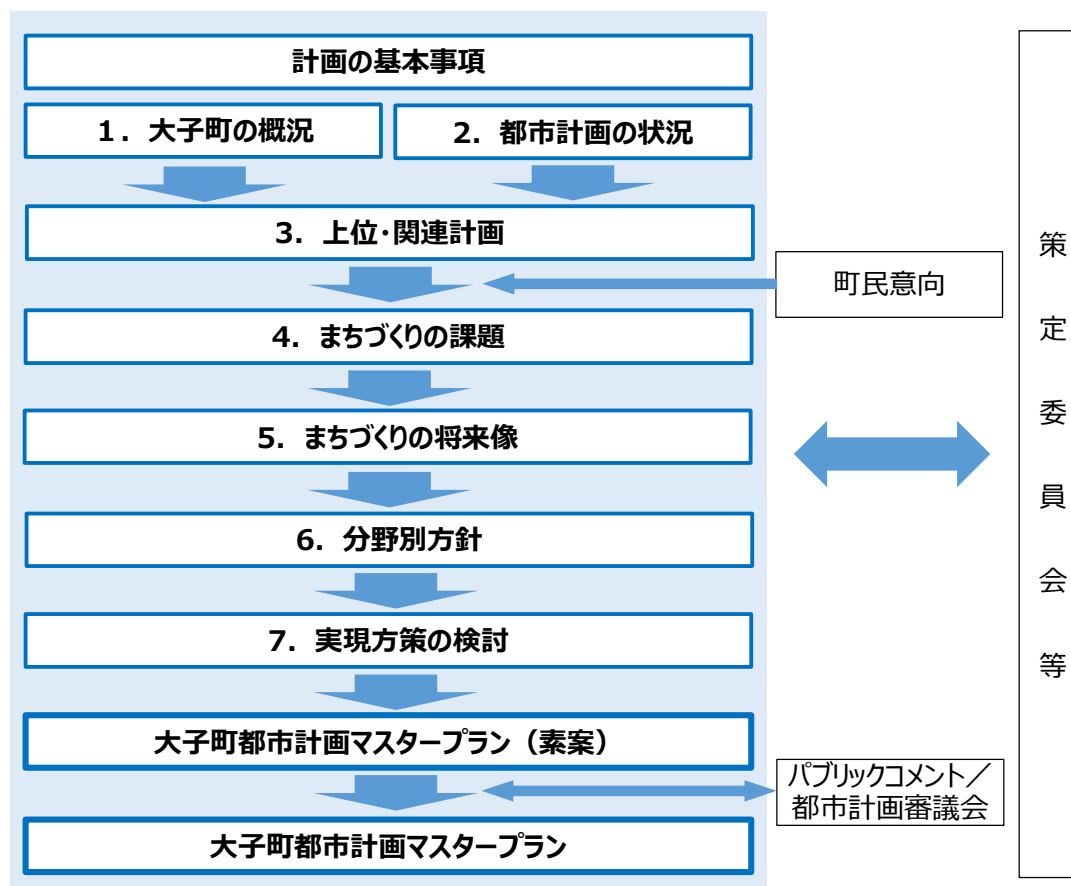
また、令和 6 年 3 月には、医療・福祉・商業・居住機能が集約的に立地し、公共交通などによって相互にアクセスできる集約と連携のまちづくりのための計画である「大子町立地適正化計画」を策定し、移住・定住の促進や地域間連携の推進などを目指しているところです。

これらを背景として、各種情勢の変化や上位計画・関連計画との整合を図れるよう、現在の都市計画マスタープランを見直し、土地利用や都市施設整備についての検討を行い、より実効性のあるまちづくり計画となるよう、改定を行います。

(3) 基本的な前提

1. 計画の構成及び位置付け

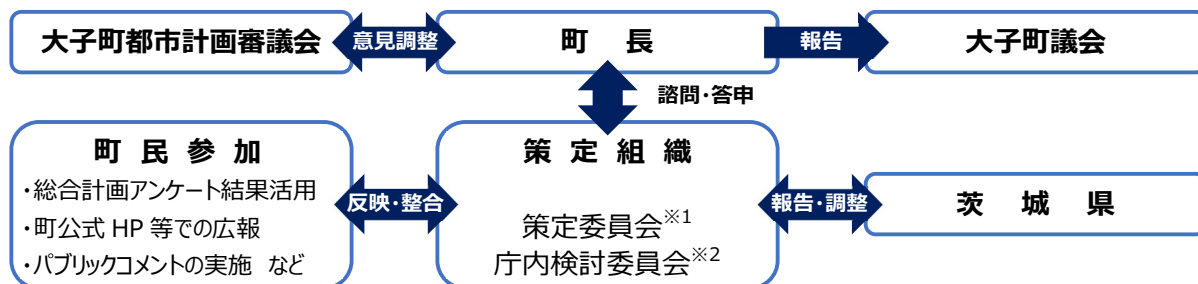
計画の構成は、前提条件として本町の現状や広域的な位置付け、まちづくりの課題を踏まえて将来像を立案し、それを実現するための具体的な都市計画（分野別の方針）や実現方策を検討するものです。



2. 策定体制

本計画の策定のため以下の策定体制で計画の検討を進めます。

また、町民のまちづくりに対する意向を踏まえるため、総合計画をはじめとする既存のまちづくりに関連する各種意向調査結果の活用やパブリックコメントなどを行い、計画へ反映します。



※1 【策定委員会】

町民や各種団体代表、学識経験者、議会代表、行政代表などで構成し、各種組織からの意見調整、全体の整合、原案の検討・決定を行う組織です。

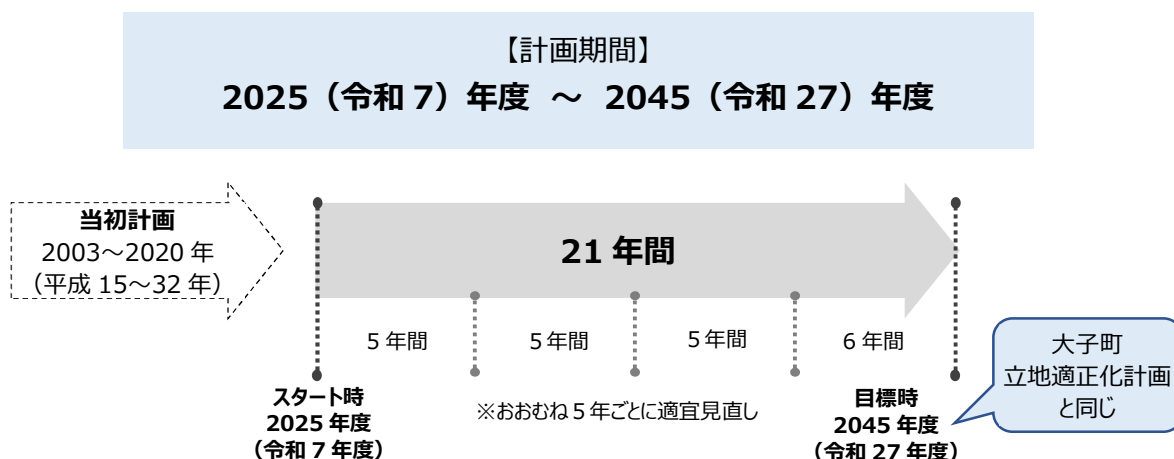
※2 【庁内検討委員会】

庁内関係課職員で構成し、策定委員会で協議する素案などの調査・検討、庁内関係課との調整を行う組織です。

3. 目標年次

都市計画マスタープランは、長期的な視点からおおむね 20 年後を目標時期として将来像を定めることとされています。本計画では、国勢調査等の統計調査が実施される節目の年との整合を図る観点や、立地適正化計画との整合を図る観点から、目標年次を 2045 年度（令和 27 年度）と設定します。

ただし、今後の社会情勢の変化や、上位・関連計画の見直し等の動向を踏まえ、5 年毎の定期見直しを基本として、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。



4. 計画対象区域と都市計画区域の関係

本町では、都市としての一体性や関連性を勘案して都市活動のために必要な場所を都市計画区域に定めており、具体的な区域は、大子地区、袋田地区、宮川地区の一部（540ha（行政区域の 1.7%））となっています。

都市計画マスタープランは、この都市計画区域において都市計画分野の施策を中心に検討する“都市づくり”※1を中心として検討しますが、前述のように本町の都市計画区域は行政区域のごく一部であることから、本町全体を見渡した幅広く総合的な視点で進める“まちづくり”※2にも目を向けることが重要です。

このため本計画は、都市計画区域における都市計画分野を中心に“分野別方針”などを検討するものの、適宜、町全体の総合的なまちづくりとして“課題整理”や“将来像”の検討内容とも整合を図りながら策定します。



※1 【都市づくり】

本計画では、都市計画区域を中心として都市計画法などに基づく取り組みのことを指します。

※2 【まちづくり】

本計画では、都市計画だけでなく、町全域の地域振興に関わる幅広い分野の多様な取り組みのことを指します。

